

—（仮称）大阪府中小企業振興基本条例の検討状況について—

条例骨子案の検討経過

平成23年

5月20日 第90回中小企業対策審議会 開催

市より、審議会に対して条例制定について意見を求められ、条例検討部会を設置

【条例検討部会 委員】林 部会長、名取 委員、西村 委員、文能 委員

第1回条例検討部会 開催（条例検討の背景、他都市状況を把握）

※審議会後から8月頃まで、経済団体等から意見等を収集（別紙のとおり）

7月12日 第2回条例検討部会 開催（経済団体等の意見を踏まえて、条例骨子案を検討）

9月 5日 第3回条例検討部会 開催（部会としての条例骨子案を取りまとめ）

9月20日 第91回中小企業対策審議会 開催

部会より条例の検討状況を報告、審議会の意見を盛り込み条例骨子案を取りまとめ予定

< 今後、市では、パブリックコメントを経て、平成24年2月頃、市会に条例案を提出予定 >

条例制定の意義

大阪市内の中小企業は、市が平成23年3月に策定した「大阪市経済成長戦略」の実現に向けて、主体的な役割を担うとともに、「新しい大阪府をつくる市政改革基本方針」でめざす地域力の復興に向けて、重要な地域の担い手となることから、その振興が必要不可欠である。

市は、中小企業振興基本条例の制定により、大阪経済の持続的発展や豊かな地域社会の実現のための中小企業振興の重要性を明確にすることで、中小企業自身はもちろんのこと、大企業や市民も含めて中小企業振興に対する理解と協力を得て、施策を推進する。

市は、この条例により、基本理念や施策の基本方針等を明確にして、具体的な各種中小企業振興施策を総合的に実施していくことになる。

条例骨子案の前文について

条例の前文では、市が、市内中小企業を重視し、市政の重要な柱の一つとして中小企業振興に取り組んでいくことを明確化する。

【大阪の商人、企業家のこれまでの取組】（第1段落）

・斬新なアイデアや創意工夫により、社会に変革を生み、日本の経済発展やまちづくりに貢献してきた

【大阪の中小企業が果たす役割】（第2段落）

・大阪の経済成長を牽引するとともに、市民生活や地域社会の形成においても重要な役割を果たす

【中小企業振興の重要性及び市の中小企業振興施策に取り組む姿勢】（第3段落）

・中小企業が力を発揮し、成長する環境を、行政、市民、企業が一体となってつくりあげていく

大阪及び関西経済の持続的発展、豊かな地域社会の実現へ

条例骨子案の内容について（各項目の検討結果）

項 目	内 容
目 的	中小企業の重要性、中小企業振興に関する市の責務、中小企業者の努力などを明らかにするとともに、市の施策の基本的な考え方を定めることにより、中小企業の健全な発展と市内経済の活性化に寄与する、という条例制定の目的を規定する。
定 義	中小企業基本法にのっとり、中小企業者、大企業者について定義する。
市の責務	中小企業振興施策の策定及び実施にあたっての市の責務を定める。 なお、特に留意する点として、 ・ 市域の特性を踏まえて、施策を実施すること ・ 中小企業者等の意見を反映し、国、関係地方公共団体のみならず、中小企業に関する団体、大学等の研究機関、海外機関、大企業者、市民との連携を図ること を盛り込む。
中小企業者の努力	中小企業者が、市の実施する中小企業振興施策に協力していくとともに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して地域の発展に取り組むことが重要であるという観点から、中小企業者の努力について定める。
大企業者の役割	大企業者が、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携・協力を努め、市の中小企業振興施策に協力していくことが重要であるという観点から、大企業者の役割について定める。
市民の理解と協力	市民が、中小企業が市民生活の向上において果たす役割を認識し、市の実施する中小企業振興施策に協力していくことが重要であるという観点から、市民の理解と協力について定める。
施策の基本方針	市が実施する中小企業振興施策の基本方針を定める。 なお、特に留意する点として、 ・ 市支援機関とともに、広く国、関係地方公共団体及び中小企業に関する団体等との密な連携を図ること ・ 中小企業が直面する資金調達、人材育成、事業の継承、新事業展開といった課題に対応する施策を実施すること ・ 地域の強みを活かした成長産業分野への参入を促進すること ・ グローバル化を念頭に、アジアをはじめとする海外への事業展開及び海外企業等との連携を促進すること ・ 地域経済に着目し、中小企業の公共調達における受注機会の確保に努めること及び中小企業が地域社会と協働して取り組む活動を促進すること ・ 中小企業振興に関する市民の理解、協力を促進するための施策を推進すること を盛り込む。
財政上の措置	市が、施策を推進するために必要となる財政上の措置を講じるよう努める旨を定める。